

1 火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表 示	
項 目	品 名
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬 四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル 煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

2 毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表 示	
項 目	品 名
毒物	塩化シアノゲン シアン化水素 四アルキル鉛 ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素（四酸化二窒素） その他これと同程度以上の毒性を有するもの

3 水又は空気と作用して発火性を有する物質

表 示	
項 目	品 名
水又は空気と作用して発火性を有する物質	シラン ジシラン トリシラン ホスフィン その他これと同程度以上の発火性を有するもの

次に掲げる危険品のうち、右欄の要件等を満たさないもの

1 火薬類及びがん具煙火

表示		車両の種類	要件		
項目	品名		積載数量	その他	
火薬	黒色火薬 無煙火薬 その他火薬類取締法に規定する火薬	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	10キログラム以下	火薬取締法その他関係法令に定める事項を遵守すること	
	爆薬		カーリット 硝安爆薬 ダイナマイト テトリル トリニトロトルエン トリメチレントリニトロアミン ピクリン酸 その他火薬類取締法に規定する爆薬		5キログラム以下
火工品			工業雷管 電気雷管 信号雷管		100個以下
			導火管付き雷管		25個以下
			銃用雷管		10,000個以下
			実包 空包		1,000個以下
			導爆薬		100メートル以下
			制御発破用コード		20メートル以下
	導火線	2,000メートル以下			
	信号えん管 信号火せん	100個以下			
その他火薬類取締法に規定する火工品	その原料をなす火薬10キログラム又は爆薬5キログラム以下				
がん具煙火	がん具煙火				

2 高圧ガス

表 示		車両の種類	要 件		
項目	品 名		積載数量	容器の内容積	その他
可燃性 ガス及 び毒性 ガス	亜鉛化窒素 アセチレン アンモニア エタン エチレン エチレンオキシド（酸化 エチレン） 塩化ビニル 塩化メチル（クロルメチ ル） 塩素 臭化メチル（ブロムメチ ル） 水素 石油ガス 天然ガス トリメチルアミン 二酸化硫黄（亜硫酸ガ ス） ブタジエン メチルエーテル モノメチルアミン 硫化水素 六フッ化硫黄 その他高圧ガス保安法 に規定する可燃性ガス 及び毒性ガス	普通自動車 及び四輪以 上の小型自 動車	圧縮ガスの 場合は、ガ ス容積60立 方メートル 以下 塩化ガスの 場合は 600 キログラム 以下	120 リット ル未満	高圧ガ ス保安 法その 他関係 法令に 定める 事項を 遵守す ること
	酸素		酸素		
不活性 ガス	アルゴン 空気 窒素 二酸化炭素 ネオン ヘリウム その他高圧ガス保安法 に規定する可燃性ガス、 毒性ガス及び酸素以外 のガス		圧縮ガスの 場合は、ガ ス容積90立 方メートル 以下 液化ガスの 場合は、 18,000リッ トル以下	圧縮ガスの 場合は、120 リットル未 満 液化ガスの 場合は、 18,000リッ トル以下	
注 圧縮ガスの容積は、温度零度、ゲージ圧力零キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した ときの容積である。					

3 毒物又は劇物

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
毒物	<p>フッ化水素 フッ化水素を含有する製剤無機シアン化合物を含有する製剤（紺青フェリシアン塩及びフェロシアン塩のいずれかを含有する製剤を除く。）で液体状のもの その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの</p>	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	1,000 キログラム未満	毒物及び劇物取締法その他関係法令で定める事項を遵守すること
劇物	<p>アンモニアを含有する製剤（アンモニア 10%以下を含有するものを除く。） けいフッ化水素酸 ジメチル硫酸 臭素 ホルマリン（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。） その他毒物及び劇物取締法に規定する劇物であって液体状のもの（次に掲げる物を除く。） 1 水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤 2 ロダン酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p>			

4 消防法別表に掲げるもの

表示			車両の種類	要件	
項目	品名	性状等		積載数量	その他
第一類・酸化性固体	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物 亜塩素酸塩類 臭素酸塩類 硝酸塩類 よう素酸塩類 過マンガン酸塩類 重クロム酸塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第1項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含むもの	項目欄に掲げる第一類・酸化性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第1号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種酸化性固体 50キログラム未満 第二種酸化性固体 300キログラム未満 第三種酸化性固体 1,000キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること
第二类・可燃性固体	硫化りん 赤りん 硫黄	①項目欄に掲げる第二类・可燃性固体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第2号に掲げる性状又は引火性を示すものとする。ただし、硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、同表備考第4号によるものとする。		100キログラム未満	
	鉄粉			500キログラム未満	
	金属粉 マグネシウム			第1種可燃性固体 100キログラム未満	
	前記に掲げるもののいずれかを含むもの			第2種可燃性固体 500キログラム未満	
	引火性固体		1,000キログラム未満		

		②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第3号及び第5号から第7号までによるものとする。		
第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	カリウム ナトリウム アルキルアルミニウム アルキルリチウム	項目欄に掲げる第三類・自然発火性物質及び禁水性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第8号に掲げる性状を示すものとする。ただし、カリウム、ナトリウムアルキルアルミニウムアルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第9号によるものとする。	10 キログラム未満	
	黄りん		20 キログラム未満	
	アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） アルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 金属の水素化合物 金属のりん化合物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第2項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれ		第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10 キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50 キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300 キログラム未満	

	かを含有するもの			
第 四 類・引 火 性 液 体	特殊引火物	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表備考第11号から第14号までによるものとする。	50 リットル未満	
	第一石油類		非水溶性液体 200 リットル未満 水溶性液体 400 リットル未満	
	アルコール類		400 リットル未満	
	第二石油類		非水溶性液体 1,000 リットル未満 水溶性液体 2,000 リットル未満	
第 五 類・自 己 反 応 性 物 質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれか	第一種自己反応性物質 10 キログラム未満 第二種自己反応性物質 100 キログラム未満	

	令第1条第3項に定めるものの前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	するもの」については、消防法別表備考第19号によるものとする。		
第 六 類・酸 化性液 体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第1条第4項に定めるものの前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表備考第20号に掲げる性状を示すものとする。		300 キログラム 未満
<p>注1 性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表備考別表第21号によるものとする。</p> <p>注2 積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第3備考各号に定める分類をいう。</p>				

5 腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6 マッチ

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること

- 注1 別表第2の品名欄に掲げる物質は、別表第1に掲げる物質を含まないものとする。
- 2 「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第3条に定めるところによる。
- 3 別表第2の1～4の品名欄に掲げる物質で、1～4の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
- 4 別表第2の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が1となる数量とする。